

総合区素案に関していただいたご質問等の要旨及び副首都推進局の考え方

(1) 総論 (669件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
副首都・大阪に向けた取り組み / 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革 (281件)		
1 副首都とは何か。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国では、首都も法律で明確に定められているわけではありません。 ・なお、昨年3月にとりまとめた「副首都ビジョン」では、東京とは異なる個性・新たな価値観をもって世界で存在感を発揮する「東西二極の一極」、また、平時にも非常時にも日本の未来を支え、けん引する「成長エンジン」として、「西日本の首都」「首都機能のバックアップ」「アジアの主要都市」「民の力を活かす民都」といった役割を果たす都市を、大阪がめざすべき副首都と整理しています。
2 外国で副首都をおいている国はあるのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・副首都を法律で定めている国は、海外でも例は見当たりません。
3 なぜ副首都をめざす必要があるのか。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年3月にとりまとめた「副首都ビジョン」においては、東京一極集中の進展、世界的な都市間競争の激化といったわが国の現状を踏まえて、副首都の必要性として、以下の3点を挙げています。 ○国全体の成長をけん引する、国際競争力を持つ複数の拠点創出が必要 ○首都・東京の負荷を軽減し、想定外の大災害にも対応しうる国土の強靱化が必要 ○地域の自己決定・自己責任に基づく分権型の仕組みへの転換を先導する取り組みが必要
4 なぜ、副首都は大阪なのか。	4	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪は企業、報道機関、金融・証券、外国公館、交通等都市インフラが東京に次いで集積する西日本随一の都市です。また、関西圏は、大きな経済規模、豊かな都市基盤、深い蓄積のある歴史、独自性の高い文化を有するとともに、世界有数の人口集積地域でもあります。 ・平時にも、非常時にも日本の未来を支え、けん引する成長エンジンの役割を果たすうえで、日本の中で大阪こそが、最も副首都をめざすにふさわしい都市と考えています。
5 東京と大阪だけが発展すれば良いと思っているのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪が自らの都市機能や経済力を磨いて東京と並ぶ西の核となり、そのことが東京一極集中、中央集権からの転換を促し、さらに各地域がその個性やポテンシャルを存分に発揮して、自らの地域経営を担い発展をめざすことにつながっていくものと考えています。
6 大阪が「副首都」となることについて、国や他府県の実感を得られるのか。	12	<ul style="list-style-type: none"> ・東京一極集中の解消や首都機能のバックアップは、わが国全体の課題です。その対応として副首都が必要であること、そして大阪が副首都にふさわしい都市であると認められるよう、国や他府県にもしっかりと説明しながら取り組んでまいります。
7 いつ、だれが副首都ということを決めるのか。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・今も大阪には一定のポテンシャルがあり、まずは、自らの取り組みとしてその充実を図り、2020年頃を目途に副首都としての基盤を整えます。 ・こうした自らの取り組みを推進力に、国に対しても、できるだけ早期に、国が副首都の必要性を認識し、大阪の取り組みを支援する仕組みが実現されるよう働きかけていきます。 ・これらを通じて、国内外から大阪が副首都にふさわしい都市として広く認知されることが、副首都の確立につながると考えています。
8 副首都に向けて、具体的に何をするのか。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・副首都として必要な都市機能の充実に向けた取り組みと、それを支える制度面での取り組みを進め、2020年頃までに副首都としての基盤を整えるとともに、この自らの取り組みを推進力として、副首都化の取り組みを支援する仕組みを国に働きかけていきます。あわせて、副首都としての発展のため、グローバルな競争力の向上に向けた取り組みを進めていきます。
9 副首都・大阪は、大阪府域だけが対象なのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「副首都・大阪」の確立に向けては、大阪府域全体が副首都にふさわしい都市として都市力を高めることが不可欠であり、さらには、「副首都圏」として、京阪神や関西圏までも視野に入れた取り組みを進めていく必要があると考えています。
10 大阪が「副首都」になることと、大都市制度（総合区制度または特別区制度）との関係は。	27	<ul style="list-style-type: none"> ・副首都としての基盤を確立し、発展していくため、大阪自らの取り組みとして、副首都に必要な機能面の取り組みとあわせて、それを支える制度面の取り組みが必要と考えています。 ・その制度面の取り組みの一つが「新たな大都市制度の実現」であり、地方自治法に基づく総合区制度、特別区設置法に基づく特別区制度について検討を深めていくこととしています。
11 二重行政とはどのようなものか。	10	<ul style="list-style-type: none"> ・二重行政とは、これまで、全域が都市化した狭い大阪府域において、広域機能を担う大阪府と大阪市という二つの行政主体が、それぞれの考え方に基づき類似のサービス提供を行った結果、全体として最適となっていない状態と考えています。 ・具体的には、例えば、既に統合した産業技術や公衆衛生に関する府市の研究所、現在検討を進めている大阪市立大学と大阪府立大学、港湾などが該当するものと考えています。 ・府市では、府民・市民にとって最適なサービスを効率的・効果的に提供することを目指し、二重行政解消に向けた取り組みを進めています。

(1) 総論 (669件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
12 総合区・特別区を導入しなくても二重行政は解消できるのではないか。	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、大阪府及び大阪市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業などいわゆる二重行政の解消に向けた取組みとして、指定都市都道府県調整会議において、府市で協議調整を行い、府市で統一された方向性のもと広域行政を推進しています。 ・ 総合区制度においては、総合区長が総合区域内の政策や企画の立案を含め、住民に身近なところで、総合的かつ包括的に行政を実施し、市長は市全体の視点からの政策や経営の課題に集中して取り組むこととなります。 ・ このような役割分担のもと、市長が、副首都にふさわしい都市機能の強化や二重行政の解消に向けた取組みについて、引き続き、指定都市都道府県調整会議において、知事と協議・調整し、推進していくことにしています。 ・ 特別区においては、広域と基礎の役割分担を徹底し、広域的機能を大阪府に一元化することで、これらの二重行政が将来にわたり「制度的に解消」されと考えています。
13 広域的な課題について、府市で協議が整わない場合、総務大臣の勧告があるが、どこまでの効果があるのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長又は知事は、協議をととのえるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、必要な勧告を求めることができます（地方自治法第252条の21の3）。 ・ 総務大臣の勧告については、法的に尊重義務があるとされており、勧告の実効性を高めるため、総務大臣は第三者機関である指定都市都道府県調整委員を任命し、その意見を聴いたうえで、地域の実情に応じた適切な勧告を行うこととされています。
14 今なぜ大都市制度（総合区・特別区）なのか、現状のままでは駄目なのか。	150	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市では、東京一極集中が進む中、経済活動の全国シェア低下や法人税収の落ち込みなど長期にわたって低落傾向が続いており、加えて人口減少・超高齢社会が3大都市圏の中でいち早く到来する見込みであることなど、大阪が抱える課題の解決と東京一極集中の是正など日本における副首都の必要性の観点から、東西二極の一極として日本の成長エンジンの役割を果たす「副首都・大阪」をめざしています。そのためには都市機能の充実とそれを支える制度が必要となりますが、現状のまま取り組むには限界があると考えています。 ・ そこで、制度面の取組みとして、都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実に向けて、現行法制度のもとで実現可能な、総合区、特別区の両制度について検討をおこなっており、最終的に住民の皆さんにご判断いただけるよう、両案をとりまとめしていきます。
15 住民投票で特別区は否決されたのではなかったのか。	30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市と大阪府では、大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現に向けて、特別区を設置することにより、住民自治の拡充と広域機能の一元化を目指しましたが、平成27年5月の住民投票で反対多数となりました。 ・ しかしながら、住民意思を的確に反映するための住民自治の拡充や、いわゆる「二重行政」を解消するための効率的・効果的な行政体制の整備といった、大都市の抱える課題解決に向けた取組みが必要な状況にあります。 ・ 課題解決の選択肢として、都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実に向けて、現行法制度のもとで実現可能な、総合区、特別区の両制度について検討をおこなっています。
16 総合区制度と特別区制度について説明してほしい。	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続する都市内分権の仕組みであり、基礎自治機能については、区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントします。広域機能については、大阪府と指定都市都道府県調整会議において協議、調整し、方針を決定することとなります。 ・ 特別区制度は、大阪市を廃止し、新たに特別区を設置する制度であり、基礎自治機能については、区長や区議会のもとで行政を展開します。広域機能については、大阪府に一元化し、知事が方針決定することとなります。
総合区制度概論 (388件)		
17 総合区になった場合、大阪市は政令指定都市・普通地方公共団体のままなのか。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合区制度は、政令指定都市大阪市が存続する都市内分権の仕組みです。
18 総合区の必要性和メリット・デメリットについて説明してほしい。	111	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合区制度では、予算編成や条例提案などについては、市全体の視点から市長が引き続き行いますが、民間保育所の設置認可や生活道路の維持管理、市民利用施設の運営などといった権限を総合区長に移管し、区長自らの責任において、住民の意見を聴きながら、住民に身近なところで、地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供することが可能になると考えています。 ・ 総合区制度の設計にあたっては、きめ細かいサービス提供に配慮しつつ、職員総数が大幅に増えるような効率面でのデメリットが生じないよう考慮したうえで、8区に合区することとしています。しかし、合区により「育んできた今の地域コミュニティが壊れるのでは」「地域の声が届かなくなるのでは」といった不安感からデメリットと感じられる方もいるため、24区でのコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組みとして、事務所と地域協議会を備えた地域自治区を設置することとしました。 ・ なお、総合区設置に伴うコストについては、総合区に権限を移管し、それに見合う業務執行体制を総合区に整えるために必要な経費として試算しております。

(1) 総論 (669件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
19 総合区制度を導入する際に、なぜ8区への合区が前提となるのか。	33	<ul style="list-style-type: none"> ・総合区長のマネジメントのもと住民の皆さんに身近な行政サービスを提供するには、総合区ごとに組織体制を整備する必要があります。その際、総合区の数が多いほど体制整備に要する職員数は増えるため、その分コストがかかることになります。 ・身近な行政サービスが提供できる体制整備とそれに要するコストのバランスを考慮した結果、8区への合区としています。
20 現在の行政区単位で権限委譲を進めていけばいいのではないのか。	35	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも基礎自治に関する施策や事業について、区長が決定できるよう、現行制度の枠組みの中で局が持つ権限・財源・責任を区長に移管し、区長による総合的な施策の展開を図ってきたところです。 ・これまで以上に権限移譲を進めていくためには、各区に必要な組織体制や財源を整える必要がありますが、その分コストがかかることになるため、現在の24区のままでは限界があります。
21 市長(局)と総合区長(区)の役割分担はどうなるのか。	19	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は総合区長の監督をはじめ、市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組むとともに、予算編成、条例提案等を実施します。 ・総合区長は、総合区の区域に係る政策や企画立案を行うなど(区域のまちづくり推進や住民相互間の交流促進など)、自らが執行する権限の範囲内において、自らの責任で、住民に身近なところで総合的かつ包括的に行政を実施します。
22 総合区間で行政サービスに差は出るのか。	22	<ul style="list-style-type: none"> ・総合区設置により、たとえば新たに移管する放置自転車対策や市民利用施設の運営など、住民の皆さんに身近なサービスについては、総合区長が拡充された権限のもと、地域の実情やニーズに応じ、提供していきます。 ・これに対し、敬老バスや乳幼児医療費助成など、大阪市全体として統一性・一体性が求められるサービスなどは、地域によって差が生じないよう、引き続き市全体の観点から市長のもとで実施されます。
23 総合区長の選任方法及び任期はどうなるのか。	40	<ul style="list-style-type: none"> ・総合区長は、現在の行政区長とは異なり、副市長と同様の特別職であり、市長が議会の同意を得て選任します。 ・総合区長の選考の仕方については、今後、検討することとしております。 ・総合区長の任期は4年です。
24 総合区長のリコール制度について説明してほしい。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法上、総合区長は、解職請求(リコール)の対象になります。区政運営に重大な問題があるなどの場合は、総合区内の区民は(市議会の議員及び市長の)選挙権を有する区民の総数の三分の一以上()の連署をもって、市長に対して総合区長の解職請求をすることができます。 (選挙権を有する総合区民が40万人を超えない場合) ・解職の請求があった場合、市長は、これを市会に諮り、議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の同意があったときは、総合区長は解職されます。
25 24区のまま総合区というのは法律上認められているのか。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法上、総合区は現在の区を合区して総合区を設置することも、現在の区を合区せずに総合区を設置することも可能です。 ・本市における総合区の制度設計においては、特別職である総合区長が権限を最大限に発揮するために必要な組織体制と財源を各区に整え、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを効果的・効率的に行う一方、行政の効率性のバランスを考慮し、できるだけ現行職員数の範囲内に抑えるなどコストを抑制する、といった観点から現在の24区を8区に合区することとしました。
26 総合区設置が決定した後に、もとの24区に戻ることはできるのか。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・総合区設置決定、あるいは移行した後において、市会の議決により条例が定められ所定の手続きを経れば、24区にすることは制度上可能です。
27 総合区設置後に合区や分区、周辺自治体を合併するような場合はどのような手続で進めていけるのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・合区・分区については、市条例で決定するものであるため、市会の議決において決定されるものとなります。 ・周辺自治体との合併については、合併する関係市町村において合併協議会を設置し、協議を行いながら進めていくものとなります。
28 総合区設置により議会の役割は変わるのか。	6	<ul style="list-style-type: none"> ・総合区制度は政令指定都市である大阪市が存続する都市内分権の仕組みであり、市会の役割が変わるものではありません。

(1) 総論 (669件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
29 選挙区・定数はどうなるのか(市会、府議会、衆議院)。	13	<p>(選挙区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市会議員の選挙区は、原則として総合区の区域をもって選挙区とされています。 府議会議員の選挙区は、原則として大阪市の区域を2以上の区域に分けた区域(区の区域は分割しない)をもって、選挙区とされ、各選挙区ごとの議員定数とともに府条例で定められます。具体的には、総合区設置決定後に府議会で議論の上、定められます。 衆議院議員の小選挙区は、公職選挙法の別表で選挙区が定められていますが、同法第13条第3項では、行政区画その他の区域に変更があっても、選挙区は「なお従前の区域による」と定められています。したがって、総合区になっても、同法別表が改正されない限り、従前の区域で選挙が行われることとなります。 <p>(議員定数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市会・府議会の各選挙区ごとの議員定数は、総合区設置決定後に市、府それぞれ条例で定められることとなります。
30 総合区議会はできるのか。	3	<ul style="list-style-type: none"> 総合区制度は政令指定都市である大阪市が存続する都市内分権の仕組みであり、市会が引き続き存在し、総合区単位での総合区議会は設置されません。
31 総合区ごとに常任委員会を設置してはどうか。	1	<ul style="list-style-type: none"> 総合区ごとの常任委員会を設置するかどうかについては、総合区の設置を踏まえて市会において議論されるものと考えています。
32 総合区制度が導入されれば、区CM(シティマネージャー)制度()はどうなるのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> 区CM制度()にかえて総合区制度が導入されることとなり、区と局の役割分担を明確化し、区役所に事務執行体制を整備することとしております。 区CM権限の一部は各局長権限になりますが、区CM権限の一部と局からの移管事務を総合区長が総合区役所の組織を指揮監督して、自ら実施することになります。 併せて、区内の局事業についても、総合区長が調整・関与できる仕組みを検討しております。 <p>区CM(シティマネージャー)とは、区長を局長より上位に格付けし、局を区長の補助組織に位置づけ、区長の指揮監督のもとで総合的な観点から基礎自治業務を実施する仕組みとして導入した制度。区CMは区長をもって充てることとしています。</p>
33 現状の市政改革の取組みはどうなるのか(スポーツセンターの取り扱いなど)。	1	<ul style="list-style-type: none"> 市政改革の取組みについては、現行の制度・体制において必要な改革をしっかりと進めていくものと考えています。 なお、スポーツセンターなどの区ごとに整備されている施設については、新たな大都市制度のあり方が確定した後、「市政改革プラン2.0」に基づき検討が進められるものと考えています。 <p>http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000374451.html</p>
34 合区に伴い、各種地域団体はどうなるのか。	9	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動している団体のうち法令で定められていない任意の各種団体は、それぞれの団体の意思によって活動されているものであり、総合区設置をもって現行から変わることは想定していません。
35 総合区の財政シミュレーションは示されるのか。	3	<ul style="list-style-type: none"> 総合区にかかる財政シミュレーションについては、平成30年1月16日の大都市制度(特別区設置)協議会においてお示ししており、本市のホームページにおいても資料として公表させていただいております。 <p>http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000423301.html</p>
36 総合区を導入している自治体はいくつあるのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> 現時点(平成30年2月14日時点)ではありません。
37 総合区素案はどのような過程でとりまとめられ、今後どのようになるのか。	8	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月に総合区制度の検討を進めるにあたり、住民の皆様からご意見をいただくための素材として、大阪市における総合区の概案を作成しました。 平成28年8月から平成29年1月にかけて総合区制度・特別区制度の制度案作りの参考とするため、24区で意見募集・説明会を開催し、住民の皆様のご意見をお聞きしてきました。 いただいた住民の皆様からのご意見や市会での議論を踏まえ、総合区が担う事務を一般市並みの事務とし、区の数8区とする案をお示しし、区長会議の意見を踏まえ、平成29年3月に総合区の区割案を作成しました。 平成29年8月に総合区の具体的な内容をお示する「総合区素案」をとりまとめ24区で説明会を開催したところであり、今後、市会の議論を踏まえ、必要に応じて、追加・修正を行うなど、引き続き総合区設置に向けた検討を進めてまいります。

(1) 総論 (669件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
38 総合区・特別区はどのような手続きで決定することになるのか。	63	<ul style="list-style-type: none"> ・総合区の設置は、市の条例により定めることになるため、議会の議決を経て決定されます。 ・特別区については、大都市制度（特別区設置）協議会において特別区設置協定書がとりまとめられ、府市両議会で協定書が承認されれば、住民投票が実施されます。 ・ただ、いずれも具体的なスケジュールは未定です。 ・両制度のどちらを選択するのか住民の皆さんにご判断いただく具体的な手法については、検討を進めてまいります。
39 市長の最終目標は特別区ではないのか。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市制度改革として、最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両案をとりまとめていくこととしています。 ・市長は任期中にそれを実現するため今年の秋に住民投票を実施する考えを示されており、事務方として、その日程を念頭におきながら作業を進めているところです。
40 特別区は基礎自治体なのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法において、特別区は基礎的な地方公共団体であると規定されています。
41 住民投票の投票率が一定以下であれば廃案にすべきではないかと考えるが、住民投票において、総合区か特別区かを記載するというのは法律上可能なのか	3	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市地域における特別区の設置に関する法律においては、投票率如何に関わらず、有効投票の総数の過半数の賛成があった場合に、特別区設置が決定されるものとなっております。 ・また、現行法令上は、特別区の設置に対して賛否を問うものとなっております。 ・両制度のどちらを選択するのか住民の皆さんにご判断いただく具体的な手法については、検討を進めてまいります。
42 現状から特別区に移行するケース、総合区から特別区に移行するケース、この2つのケースで特別区に移行するのに要するコスト、期間、手続き等差はあるのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、ご質問のようなケースについてのコスト、期間、手続き等の検討はいたしておりません。
合計	669	